

高円宮杯JFAU-15サッカーリーグ2021三重 実施要項

- 1 趣 旨 三重県ユース年代（U-15）選手が長期にわたり拮抗したリーグ戦を経験することを通して、サッカー技術の向上とフェアプレー精神を培い、健全な心身の育成を図る。また、3種加盟チームすべてが参加できる大会大会とする。
- 2 主 催 一般社団法人 三重県サッカー協会
- 3 主 管 一般社団法人 三重県サッカー協会 3種委員会・リーグ運営委員会・地区リーグ運営委員会
- 4 後 援 (株) モルテン
- 5 協 力 桑員・三泗・鈴亀・津・松阪・南勢・東紀州・伊賀地区 3種委員会
- 6 期 間 2021年 3月 ～ 9月 の7ヶ月間
(別紙行事予定表のリーグ開催推奨日とする)
- 7 会 場 出場チームグラウンド・公共施設
- 8 リーグ構成
 - ① 2021リーグは1部、2部、3部（2ブロック制）、4部（7地区リーグ）で実施する。
1部10チーム、2部8チーム、3部15チーム（北ブロック7チーム、南ブロック8チーム）とする。
 - ② 同一登録チームが同一リーグに参加することが出来ない。
 - ・2部リーグ、3部リーグで昇格の権利を得ても、同一登録チームが参加している場合は、次の最上位チームの対象チームを昇格とする。
 - ・1部リーグ、2部リーグで降格となった場合、降格するリーグに同一登録チームが参加している場合は、参加している同一登録チームを降格とし、1部9位及び10位、2部7位及び8位、3部は北ブロック7位と南ブロック8位のプレーオフ勝者チームを残留とする。
 - ・3部リーグから4部リーグ（地区リーグ）へ降格となった場合、降格する4部リーグに同一登録チームが参加している場合、次年度の参加は1チームでの参加とする。
 - ③ 【1部リーグ】
 - ・来季への昇格及び降格については、別紙①、②-1、②-2、③に定める通りとする。
 - ・1位チームは次年度高円宮杯JFAU-15サッカーリーグ東海に三重県代表として参入戦プレーオフに出場することができる。参入戦に勝利した場合は、来季東海地域リーグに参入することができる。
 - ④ 【2部リーグ】
 - ・来季への昇格及び降格については、別紙①、②-1、②-2、③に定める通りとし、次年度のリーグが10チームとなるよう昇格及び降格チーム数を決定する。
 - ⑤ 【3部リーグ】
 - ・来季への昇格及び降格については、別紙①、②-1、②-2、③に定める通りとし、次年度のリーグが16チームとなるよう昇格及び降格チーム数を決定する。
 - ⑥ 【4部リーグ（各地区リーグ）】
 - ・今季リーグ1位7チームと最多リーグ参入地区リーグ2位チームの計8チームは、来季3部リーグへの参入プレーオフに出場することができる。また、参入プレーオフの勝者5または6チームは、来季リーグ3部リーグへ昇格する。リーグ構成は各地区のチーム数に応じて各地区3種委員会にて決定する。但し、1チーム最低10試合以上のリーグを行う。
 - ⑦ リーグの昇格、降格に関する詳細は、別に定めるリーグ運営細則によるものとする。
- 9 出場資格
 - ① 公益財団法人 日本サッカー協会（以下、JFAと略す）に第3種登録しているチームおよび選手。
 - ② 2006年（平成18年）4月2日以降の出生者を対象とする。
 - ③ 上記を満たすチームで次の規定を満たす合同チーム。
 - ・自チームに11人以上の選手を有しないチームであること。
 - ・極端な勝利至上主義を目的とする合同チームではないこと。
 - ・リーグ日程にすべて参加できる合同チームであること。
 - ・各地区3種委員会で承認を得たチームであること。※合同チームは、4部リーグでの出場とし、1～3部へ属することはできない。
 - ④ リーグ戦の棄権は原則、認めない。
 - ⑤ リーグへの選手登録は、メット日までにリーグ運営責任者へエントリー表を提出すること。※ リーグのメンバー変更について【補足】
 - ・複数チームがリーグに参加しているチームについては、エントリー時に12名のブロック選手を指定すること。ブロック指定された選手については、下位リーグへの出場は認めない。ブロック外選手については、上位リーグ、下位リーグのいずれのリーグへも出場出来る。
 - メンバーの変更・追加及びブロック選手の変更は、各リーグ間での混乱を避けるため、3種委員会が別に定める3回の登録ウインドー開口期間（1週間）とする。
 - 4部リーグ内のみでの登録変更は別途各地区にて定めることができる。
 - 各リーグ（1～4部全て）で、メンバーの変更・追加がある場合は、運営責任者へエントリー表を提出すること。
 - ⑥ 登録チームを複数のチームに分けて参加することができるが、その複数チームが同一部内に登録することはできない。その場合、監督、コーチの兼任を認める。
 - ⑦ JFAにより「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内の第4種チームに所属する選手を、移籍手続きを行うことなく本リーグに参加させることができる。この場合、同一クラブ内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。

- ⑧ 中学校体育連盟加盟チームは、その中学校に在籍し、かつJFAの女子加盟チームの登録選手を、移籍手続きを行うことなく本リーグに参加させることができる。ただし、登録している女子加盟チームが本リーグに参加している場合を除く。

10 選手の用具 【1～3部リーグ】

- ① 本競技会に登録した正・副2組のユニフォーム（シャツ、ショーツ及びソックス）を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
- ② 正・副の2色については明確に異なる色とする。
- ③ 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
- ④ 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。
- ⑤ ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。また、外部にカーフタイプの物を着用する場合、覆う部分は他選手と同色、同様のデザインとするが、下に履くソックスの色が覆う部分と同色でなくてもよい。
- ⑥ アンダーシャツ、アンダーショーツおよびタイツの色はユニホームシャツ、ユニホームショーツの主たる色と同色とする。

【4部リーグ】

- ① 4部リーグにおいては、JFA「選手の用具に関する運用緩和について」の緩和内容を各地区にて決定し、適用することができる。
- ② 選手の用具について、適用内容を実施要項へ記載する。

11 表彰 1部リーグ、2部リーグの優勝チーム・準優勝チーム・3位チームに、カップ及び表彰状を授与する。
3部リーグ（各ブロック）、4部リーグ（地区リーグ）優勝チームに表彰状を授与する。

12 個人情報 今季リーグ申し込みにかかわる個人情報については、今季リーグに関すること以外には使用しない。
チームの責任において選手及び保護者の承諾を得た上で大会に参加すること。

13 医療連絡先 緊急医療情報センター TEL：059-256-1199

- 14 その他
- ① 会場準備、片付け及び補助員は出場チームが行うものとする。
- ② 万が一事故が発生した場合、大会運営者及び指導者は応急の処置は行うが、その後の責任は一切負わない。
- ③ 参加者はスポーツ傷害保険に加入していること。
- ④ 参加資格に違反もしくはリーグ運営上、不都合な行為が発生した場合には、3種委員会にて対応を協議し以後の処分等をMFA規律・フェアプレー委員会で審議する。
- ⑤ 本要項に記載されていない事項については一般社団法人 三重県サッカー協会3種委員会で決定する。
- ⑥ 今季1部リーグ優勝チームは三重県第1代表として第33回高円宮杯全日本ユース（U-15）サッカー選手権東海大会へ出場とする。
- ⑦ 以下のチームを第33回高円宮杯全日本ユース（U-15）サッカー選手権三重県大会へ出場させる。
※2nd、3rdチームの出場はできない。
- 1) 今季1部リーグ優勝チームを除く上位6チーム（準優勝～7位）
- 2) 今季2部リーグ上位2チーム（2ndチームが2位以内の場合は、2ndチームを除く最上位チーム）
- 3) 今季3部リーグ各ブロックの上位1チーム（北・南ブロックそれぞれの優勝チーム、2ndチームが優勝の場合は、2ndチームを除く最上位チーム）
- 4) 各地区リーグの1位チーム及び最多リーグ参入地区リーグの計8チームによる出場決定戦を行い、出場2チームを決定する。出場チーム決定戦は9月20日(月)までに行うこととする。
- 第33回高円宮杯全日本ユース（U-15）サッカー選手権三重県大会優勝チームは三重県第2代表として第33回高円宮杯全日本ユース（U-15）サッカー選手権東海大会へ出場とする。
- ⑦ リーグ参加料を期日までに納入すること。

高円宮杯JFAU-15サッカーリーグ三重 運営細則

- 1 出場資格
 - ① 公益財団法人 日本サッカー協会（以下、JFAと略す）に第3種登録しているチームおよび選手。
 - ② 上記を満たすチームで次の規定を満たす合同チーム。
 - ・自チームに1人以上の選手を有しないチームであること。
 - ・極端な勝利至上主義を目的とする合同チームではないこと。
 - ・リーグ日程にすべて参加できる合同チームであること。
 - ・各地区3種委員会で承認を得たチームであること。※合同チームは、4部リーグでの出場とし、1～3部へ属することはできない。
 - ③ JFAにより「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内の第4種チームに所属する選手を、移籍手続きを行うことなく本リーグに参加させることができる。この場合、同一クラブ内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。
 - ④ 中学校体育連盟加盟チームは、その中学校に在籍し、かつJFAの女子加盟チームの登録選手を、移籍手続きを行うことなく本リーグに参加させることができる。ただし、登録している女子加盟チームが本リーグに参加している場合を除く。
 - ⑤ 登録チームを複数のチームに分けて参加することができるが、その複数チームが同一部内に登録することはできない。複数のチームが参加する場合、監督、コーチの兼任を認める。

- 2 リーグ構成
 - ① 本リーグは1部リーグ、2部リーグ、3部リーグ、4部リーグ（各地区リーグ）の4部制で実施する。
 - ② 同一登録チームが同一リーグに参加することが出来ない。
 - ③ 1部リーグ、2部リーグのチーム数は、原則10チーム、3部リーグのチーム数は、原則16チームとする。
 - ④ 4部リーグ（各地区リーグ）のチーム数は定めず、各地区3種委員会にて定める。
 - ⑤ 昇格・降格、残留について
 - 【1部リーグ】
 - ・優勝チームは、三重県代表として東海地域リーグ参入戦に出場することが出来る。但し、同一登録チームが東海地域リーグへ参加している場合は、参入戦に出場することが出来ない。この場合、リーグ2位のチームが参入戦へ出場することが出来る。
 - ・下位2チームは、次年度2部リーグへ自動降格とする。
 - ・東海地域リーグから降格したチームは、次年度1部リーグへ参加する。
 - ・東海地域リーグから降格したチームの参加により、次年度の1部リーグのチーム数が11（12）チームとなる場合、チーム数の調整は行わず1部リーグを実施する。
この場合次々年度のチーム数が10チームとなるようリーグ運営要項にて降格チーム数を明記する。
 - ・優勝チームが、東海地域リーグ参入戦に勝利し、次年度の1部リーグのチーム数が9チームとなる場合、下位2チームの上位チームを残留とし1部リーグを10チームで実施する。
 - 【2部リーグ】
 - ・上位2チームは、来季1部リーグ昇格とする。同一登録チームが1部リーグに参加している場合は、3位以下の対象チームを昇格とする。
 - ・下位2チームは、次年度3部リーグへ自動降格とする。
1部リーグからの降格チームと同一登録チームが2部リーグに参加している場合は、2部リーグに参加しているチームを3部リーグへ降格とする。この場合、次年度のチーム数が10チームとなるよう、下位2チームの上位チームを残留とする。
 - ・1部リーグからの降格チーム数により、次年度のチーム数が10チームとなるよう、リーグ運営要項に降格チーム数を明記する。
 - 【3部リーグ】
 - ・上位2チームは、来季2部リーグ昇格とする。同一登録チームが2部リーグに参加している場合は、3位以下の対象チームを昇格とする。
 - ・下位2チームは、次年度4部リーグへ自動降格とする。
2部リーグからの降格チームと同一登録チームが3部リーグに参加している場合は、3部リーグに参加しているチームを3部リーグへ降格とする。この場合、次年度のチーム数が16チームとなるよう、下位2チームの上位チームを残留とする。

【4部リーグ（各地区リーグ）】

- ・各地区リーグ優勝チーム及びリーグ最多チーム参入地区リーグ2位チームは、3部リーグへの参入戦に出場することが出来る。但し、同一登録チームが3部リーグに参加している場合は、参入戦に参加することが出来ない。
- ・参入戦の勝者4チームは、次年度3部リーグへ昇格する。参入戦の実施方法については、3種委員会にて決定し、4部リーグ（各地区リーグ）終了後実施する。
- ・3部リーグからの降格チームと同一登録チームが4部リーグ（地区リーグ）に参加している場合は、1チームでのリーグ参加とする。

⑥ リーグからの脱会について

- ・リーグ開催中の途中脱会は、認めない。
- ・リーグ終了後、次年度のリーグ参加が出来ない場合は、リーグ代表者会議までにリーグからの脱会を3種地区代表者又は3種委員長へ申し出ること。
- ・脱会チームにより、1部リーグ、2部リーグ、3部リーグでチーム数が10チームに満たない場合でも、次年度のリーグ戦はそのまま実施し、次々年度で10チームとなるようリーグ運営要項にて降格チーム数を明記する。
但し、リーグ戦の参加チーム数が8チーム以下となる場合は、3種委員会にて対応を協議する。

- 3 代表者会議 ① 1部リーグ、2部リーグ、3部リーグ合同の代表者会議を行ない、リーグ要項及び規程を確認する。
4部リーグ（地区リーグ）代表者会議は、各地区で行ない、リーグ要項及び規程を確認する。
- ② 代表者会議は、リーグ開幕までに3種委員長及び各地区代表が招集する。
- ③ 代表者会議にて、リーグ運営責任者、会場・日程担当者、会計担当者、リーグ選考責任者を選任する。
- 4 リーグ運営 ① 各リーグ運営については、運営責任者を中心とした自主運営とする。
- ② リーグ参加チームは、会場確保、会場準備、審判、結果報告等の運営協力をする事。

2015年11月14日 作成
2016年11月19日 改訂
2017年11月18日 改訂
2018年11月17日 改訂
2020年11月15日 改訂